

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	目次
担当課（室）		【告示】 ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 指定居宅サービス事業者の指定 ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 【公告】 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ " ○ " 【企業局】 ○ 岡山県工業用水道事業供給規程の一部を改正する規程 （県例規集登載）	環境管理課 指導監査室 " " 経営支援課 " " 総務企画課

◎岡山県告示第一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 ローム・ワコー株式会社

住 所 岡山県笠岡市富岡100番地

氏 名 代表取締役社長 吉岡 浩文

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ローム・ワコー株式会社

所在地 岡山県笠岡市富岡100番地

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-001)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-004, 024)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-005)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-006)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-008, 027)	
能 力		1 ベルジャー／回・台		600枚／日・台		3,500枚／日・台		3,000枚／日・台		2,500枚／日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.38	0.39	0.60	0.62	20.04	20.78	16.03	16.63	30.05	31.17
	p H	1～2	1～2	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg／L)	50	100								
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物 (mg／L)	－	－								
	砒素 (mg／L)	－	－								
	ふっ素 (mg／L)	30	60								
	鉛 (mg／L)	－	－								
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	25	50	－	－	25	50	－	－		

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-004, 024)及び酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-008, 027)の汚水等の量は、2基の合計を示す。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-009)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-010)		66 電気メッキ施設 (D素-013, 014, 026, 034)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-018)		66 電気メッキ施設 (D素-023)	
能 力		500枚／日・台		2,000枚／日・台		300枚／日・台		3,500枚／日・台		1,500枚／日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4.83	4.99	8.01	8.31	0.006	0.006	3.01	3.12	0.0015	0.0015
	p H	1～2	1～2	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg／L)	50	100								
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物 (mg／L)	－	－								
	砒素 (mg／L)	－	－								
	ふっ素 (mg／L)	30	60								
	鉛 (mg／L)	－	－								
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	25	50								

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 電気メッキ施設(D素-013, 014, 026, 034)の汚水等の量は、4基の合計を示す。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。
備考4 電気メッキ施設から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区	分	新	設	新	設	新	設	新	設	新	設
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-028)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-030)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-031)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-033, 047, 057)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-036)					
能	力	1 チューブ／回・台	4,000枚／日・台	3,500枚／日・台	250枚／日・台	3,000枚／日・台					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	同左	同左	同左	同左					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	同左	同左	同左	同左					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	同左	同左	同左	同左					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	同左	同左	同左	同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.80	0.83	20.44	21.20	20.04	20.78	25.85	26.81	16.03	16.63
	p H	1～2	1～2	10～12	10～12	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2
	B O D (mg／L)	50	100	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	—	—								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物 (mg／L)	—	—								
	砒素 (mg／L)	—	—								
	ふっ素 (mg／L)	30	60	—	—	30	60	—	—	30	60
	鉛 (mg／L)	—	—	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	ほう素 (mg／L)	—	—								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	—	—			25	50	25	50	—	—

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-033, 047, 057)の汚水等の量は、3基の合計を示す。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-037)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-038)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-040)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-041)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-042)	
能 力		2,500枚／日・台		5,000枚／日・台		1,500枚／日・台		1,300枚／日・台		3,000枚／日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	16.03	16.63	18.83	19.54	16.03	16.63	6.61	6.86	6.21	6.44
	p H	1～2	1～2	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
	B O D (mg／L)	50	100								
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物 (mg／L)	－	－								
	砒素 (mg／L)	－	－								
	ふっ素 (mg／L)	30	60							－	－
	鉛 (mg／L)	－	－							同左	
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	25	50	－	－	－	－	25	50	25	50

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		66 電気メッキ施設 (D素-043)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-045)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-048)		66 電気メッキ施設 (D素-049)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-050)	
能 力		1,300枚／日・台		500枚／日・台		同左		300枚／日・台		1,500枚／日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.0015	0.0015	2	2.08	8.62	8.94	0.0015	0.0015	10.62	11.01
	p H	1～2	1～2	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg／L)	50	100								
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物 (mg／L)	0.25	0.5	－	－	－	－	0.25	0.5	－	－
	砒素 (mg／L)	－	－	同左		同左		同左		同左	
	ふっ素 (mg／L)	－	－	30	60	－	－	－	－	－	－
	鉛 (mg／L)	－	－	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	－	－			25	50	－	－	25	50

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。
備考3 電気メッキ施設から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-052)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-035, 053)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-054)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-056)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-058)	
能	力	1,000枚／日・台		600枚／日・台		1,000枚／日・台		2,500枚／日・台		2,000枚／日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.6	0.62	同左		1.8	1.87	14.03	14.55	28.45	29.51
	p H	10～12	10～12	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2
	B O D (mg／L)	50	100	同左		同左		同左		同左	
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	—	—								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物(mg／L)	—	—								
	砒素 (mg／L)	—	—								
	ふっ素 (mg／L)	—	—	30	60	—	—	30	60	30	60
	鉛 (mg／L)	—	—	同左		同左		同左		同左	
	ほう素 (mg／L)	—	—								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	25	50	—	—	25	50	25	50	—	—

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-035, 053)の汚水等の量は、2基の合計を示す。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-059)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-060, 061)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-064, 065)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-066, 067)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-069)	
能 力		1 ベルジャー／回・台		3,500枚／日・台		600枚／日・台		2,500枚／日・台		1,500枚／日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.7	0.73	40.07	41.56	4.81	4.99	56.1	58.19	8.01	8.31
	p H	1～2	1～2	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
	B O D (mg／L)	50	100								
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物(mg／L)	－	－							0.25	0.5
	砒素 (mg／L)	－	－							同左	
	ふっ素 (mg／L)	30	60							－	－
	鉛 (mg／L)	－	－							同左	
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	25	50			－	－	－	－	－	－

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-060, 061)、酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-064, 065)及び酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-066, 067)の汚水等の量は、2基の合計を示す。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		66 電気メッキ施設 (D素-070)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-075)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-073)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-074)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-076)	
能 力		300枚／日・台		400枚／日・台		2,000枚／日・台		600枚／日・台		1,250枚／日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.0015	0.0015	0.04	0.04	5.41	5.61	2.81	2.91	6.41	6.65
	p H	1～2	1～2	10～12	10～12	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2
	B O D (mg／L)	50	100	同左		同左		同左		同左	
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物 (mg／L)	0.25	0.5	－	－	－	－	－	－	－	－
	砒素 (mg／L)	－	－	同左		同左		同左		同左	
	ふっ素 (mg／L)	－	－			30	60	30	60	30	60
	鉛 (mg／L)	－	－			同左		同左		同左	
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	－	－			25	50	－	－	－	－

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。
備考3 電気メッキ施設から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		66 電気メッキ施設 (D素-077)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-078)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-079, 080)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-081)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-082)	
能 力		1,300枚／日・台		250枚／日・台		600枚／日・台		2,500枚／日・台		500枚／日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.0015	0.0015	4.41	4.57	5.61	5.82	7.61	7.9	8.62	8.94
	p H	1～2	1～2	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg／L)	50	100								
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物(mg／L)	－	0.5	－	－	－	－	－	－	－	－
	砒素 (mg／L)	－	－	同左	同左	同左		同左		同左	
	ふっ素 (mg／L)	－	－			30	60	30	60	－	－
	鉛 (mg／L)	－	－			同左		同左		同左	
	ほう素 (mg／L)	－	－			同左		同左		同左	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)		－	－	25	50	－	－	25	50	25

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-079, 080)の汚水等の量は、2基の合計を示す。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。
備考4 電気メッキ施設から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-083)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-084)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-085)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-101～106, 111, 112, 113)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-107)	
能 力		500枚／日・台		2,500枚／日・台		100枚／日・台		24m ³ ／分・台		1 m ³ ／分・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4. 01	4. 16	5. 01	5. 2	10. 02	10. 39	94. 5	98. 02	12. 4	12. 86
	p H	1～2	1～2	同左	同左	同左	同左	同左	同左	10～12	10～12
	B O D (mg／L)	50	100							同左	同左
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物 (mg／L)	－	－								
	砒素 (mg／L)	－	－								
	ふっ素 (mg／L)	－	－			30	60	－	－	－	－
	鉛 (mg／L)	－	－			同左	同左	同左	同左	同左	同左
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	25	50	－	－	－	－	－	－	25	50

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 廃ガス洗浄施設(D素-101～106, 111, 112, 113)の汚水等の量は、9基の合計を示す。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設及び廃ガス洗浄施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-108, 110)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-109)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-114)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-115, 117)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-120～125, 131～ 139, 144)	
能 力		1 m ³ ／分・台		2 m ³ ／分・台		1 m ³ ／分・台		同左		36 m ³ ／分・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	24.79	25.71	12.4	12.86	12.37	12.86	24.79	25.71	168	174.25
	p H	10～12	10～12	同左	同左	同左	同左	同左	同左	1～2	1～2
	B O D (mg／L)	50	100							同左	
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物 (mg／L)	－	－								
	砒素 (mg／L)	－	－								
	ふっ素 (mg／L)	－	－								
	鉛 (mg／L)	－	－								
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	25	50							－	－

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 廃ガス洗浄施設(D素-108, 110)及び廃ガス洗浄施設(D素-115, 117)の汚水等の量は、2基の合計を示す。また、廃ガス洗浄施設(D素-120～125, 131～139, 144)の汚水等の量は、16基の合計を示す。
備考3 廃ガス洗浄施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区	分	新	設	新	設	新	設	新	設	新	設
種	類	63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-126)	63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-127)	63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-128)	63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-130)	63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-140)					
能	力	1 m ³ /分・台	同左	同左	同左	同左					0.2 m ³ /分・台
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	同左	同左	同左	同左					同左
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	同左	同左	同左	同左					同左
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	同左	同左	同左	同左					同左
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	同左	同左	同左	同左					同左
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	12.4	12.86	同左	同左	同左	同左	同左	同左	3.65	3.78
	p H	10～12	10～12							1～2	1～2
	B O D (mg/L)	50	100							同左	同左
	S S (mg/L)	10	20								
	油 分 (mg/L)	—	—								
	T－N (mg/L)	50	100								
	T－P (mg/L)	50	100								
	シアン化合物(mg/L)	—	—								
	砒素 (mg/L)	—	—								
	ふっ素 (mg/L)	—	—								
	鉛 (mg/L)	—	—								
	ほう素 (mg/L)	—	—								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	25	50							—	—

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 廃ガス洗浄施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-141)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-142)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (D素-143)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-145)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-146)	
能 力		0.2m ³ /分・台		同左		同左		1,500枚/日・台		300枚/日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		許可後直ちに		既設		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		許可後直ちに		既設		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		許可後直ちに		許可後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	15.31	15.88	同左	同左	同左	同左	0.01	0.01	3.21	3.33
	p H	10～12	10～12					1～2	1～2	1～2	1～2
	B O D (mg/L)	50	100					同左		同左	
	S S (mg/L)	10	20								
	油 分 (mg/L)	－	－								
	T－N (mg/L)	50	100								
	T－P (mg/L)	50	100								
	シアン化合物 (mg/L)	－	－								
	砒素 (mg/L)	－	－								
	ふっ素 (mg/L)	－	－								
	鉛 (mg/L)	－	－					－	0.5	－	－
	ほう素 (mg/L)	－	－					同左		同左	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	25	50					－	－	－	－

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-146)及び廃ガス洗浄施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-145)から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区		分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種		類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D素-147)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-001)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-002)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-003, 011, 020)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-005)	
能		力	300枚／日・台		1 ベルジャー／回・台		200ロット／日・台		300ロット／日・台		1 チューブ／回・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日			既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日			既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日			許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要			連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)		3. 21	3. 33	12. 02	12. 47	26. 05	27. 02	78. 14	81. 05	2	2. 08
	p H		1～2	1～2	同左		2～3	2～3	1～2	1～2	1～2	1～2
	B O D (mg／L)		50	100			同左		同左		同左	
	S S (mg／L)		10	20								
	油 分 (mg／L)		－	－								
	T－N (mg／L)		50	100								
	T－P (mg／L)		50	100								
	シアン化合物(mg／L)		－	－								
	砒素 (mg／L)		－	－								
	ふっ素 (mg／L)		－	－	30	60	30	60	－	－	30	60
	鉛 (mg／L)		－	－	同左		同左		同左		同左	
	ほう素 (mg／L)		－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)		－	－	25	50	25	50	－	－	－	－

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(WD-003, 011, 020)の汚水等の量は、3基の合計を示す。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-006)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-008)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-009)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-010, 018, 030)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-012, 021, 028)	
能 力		24枚／日・台		0.4セット／日・台		1 チューブ／回・台		200ロット／日・台		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	2	2.08	同左	同左	同左	同左	61.31	63.59	13.22	13.72
	p H	1～2	1～2					2～3	2～3	2～3	2～3
	B O D (mg／L)	50	100					同左	同左	同左	同左
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物(mg／L)	－	－								
	砒素 (mg／L)	－	－	－	0.05	－	－	－	－	－	－
	ふっ素 (mg／L)	30	60	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	鉛 (mg／L)	－	－								
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	－	－					25	50	25	50

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(WD-010, 018, 030)及び酸又はアルカリによる表面処理施設(WD-012, 021, 028)の汚水等の量は、3基の合計を示す。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区	分	新	設	新	設	新	設	新	設	新	設
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-013)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-016, 017)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-026)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-029)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-032)					
能	力	40ロット／日・台	25ロット／日・台	300ロット／日・台	20ロット／日・台	200ロット／日・台					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	同左	同左	同左	同左					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	同左	同左	同左	同左					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	同左	同左	同左	同左					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	同左	同左	同左	同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	6.01	6.23	0.75	0.77	11.18	11.6	6.41	6.65	5.21	5.4
	p H	2～3	2～3	10～12	10～12	10～12	10～12	1～2	1～2	2～3	2～3
	B O D (mg／L)	50	100	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物 (mg／L)	－	－								
	砒素 (mg／L)	－	－								
	ふっ素 (mg／L)	30	60	－	－	－	－	－	－	30	60
	鉛 (mg／L)	－	－	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	25	50								

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(WD-016, 017)の汚水等の量は、2基の合計を示す。
備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区		分	新		設	新		設	新		設	新		設
種		類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-033)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-034, 035, 036)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-037)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (WD-038, 039)	63ーホ 廃ガス洗浄施設 (WD-105～114, 128, 129, 132, 133)					
能		力	24ロット／日・台		25ロット／日・台	1,000枚／日・台		2,400枚／日・台	0.4m ³ ／min・台					
工 事 着 手 予 定 年 月 日			既設		同左	同左		同左	同左					
工 事 完 成 予 定 年 月 日			既設		同左	同左		同左	同左					
使 用 開 始 予 定 年 月 日			許可後直ちに		同左	同左		同左	同左					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要			連続24時間		同左	同左		同左	同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区		分		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)				2.6	2.7	1.48	1.53	0.01	0.01	0.99	1.02	102.08	105.88
	p H				1～2	1～2	10～12	10～12	10～12	10～12	10～12	10～12	1～2	1～2
	B O D (mg／L)				50	100	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
	S S (mg／L)				10	20								
	油 分 (mg／L)				－	－								
	T－N (mg／L)				50	100								
	T－P (mg／L)				50	100								
	シアン化合物(mg／L)				－	－								
	砒素 (mg／L)				－	－								
	ふっ素 (mg／L)				－	－								
	鉛 (mg／L)				－	－								
	ほう素 (mg／L)				－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)				－	－	25	50	－	－	25	50	－	－

- 備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
- 備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(WD-034, 035, 036)の汚水等の量は、3基の合計を示す。酸又はアルカリによる表面処理施設(WD-038, 039)の汚水等の量は、2基の合計を示す。廃ガス洗浄施設(WD-105～114, 128, 129, 132, 133)の汚水等の量は、14基の合計を示す。
- 備考3 酸又はアルカリによる表面処理施設及び廃ガス洗浄施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	63－ホ 廃ガス洗浄施設 (WD-117, 120, 125～ 127, 131)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (WD-119, 122～124)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (WD-134)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (WD-135, 136)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (WD-138)	
能	力	1 m ³ /分・台		同左		同左		同左		0.8 m ³ /分・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	61.25	63.53	20.13	20.87	10.21	10.59	20.42	21.18	9.48	9.83
	p H	2～3	2～3	1～2	1～2	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3
	B O D (mg/L)	50	100	同左		同左		同左		同左	
	S S (mg/L)	10	20								
	油 分 (mg/L)	－	－								
	T－N (mg/L)	50	100								
	T－P (mg/L)	50	100								
	シアン化合物(mg/L)	－	－								
	砒素 (mg/L)	－	－								
	ふっ素 (mg/L)	30	60	－	－	30	60	30	60	30	60
	鉛 (mg/L)	－	－	同左		同左		同左		同左	
	ほう素 (mg/L)	－	－	2.5	5	－	－	－	－	－	－
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	25	50	－	－	25	50	25	50	25	50

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 廃ガス洗浄施設(WD-117, 120, 125～127, 131)の汚水等の量は、6基の合計を示す。廃ガス洗浄施設(WD-119, 122～124)の汚水等の量は、4基の合計を示す。廃ガス洗浄施設(WD-135, 136)の汚水等の量は、2基の合計を示す。

備考3 廃ガス洗浄施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-101)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-102)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-103)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-104)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-105, 106)	
能 力		175m ³ /分・台		35m ³ /分・台		300m ³ /分・台		150m ³ /分・台		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2	2.07	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	p H	4～12	4～12								
	B O D (mg/L)	50	100								
	S S (mg/L)	10	20								
	油 分 (mg/L)	—	—								
	T－N (mg/L)	50	100								
	T－P (mg/L)	50	100								
	シアン化合物(mg/L)	—	—								
	砒素 (mg/L)	—	—								
	ふっ素 (mg/L)	30	60								
	鉛 (mg/L)	—	—								
	ほう素 (mg/L)	—	—								
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	—	—								

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 廃ガス洗浄施設(設-105, 106)の汚水等の量は、2基の合計を示す。
備考3 廃ガス洗浄施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区		分	新		設	新		設	新		設	新		設		
種		類	63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-107)			63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-109)			63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-110)			63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-111)			63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-112)	
能		力	100m ³ ／分・台			150m ³ ／分・台			82.5m ³ ／分・台			100m ³ ／分・台			175m ³ ／分・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日			既設			同左			同左			同左			同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日			既設			同左			同左			同左			同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日			許可後直ちに			同左			同左			同左			同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要			連続24時間			同左			同左			同左			同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区		分		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)				0	0.5	同左	同左	2	2.07	2	2.07	2	2.07	2	2.07
	p H				4～12	4～12			同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	B O D (mg／L)				50	100										
	S S (mg／L)				10	20										
	油 分 (mg／L)				－	－										
	T－N (mg／L)				50	100										
	T－P (mg／L)				50	100										
	シアン化合物(mg／L)				－	－										
	砒素 (mg／L)				－	－										
	ふっ素 (mg／L)				30	60										
	鉛 (mg／L)				－	－										
	ほう素 (mg／L)				－	－										
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)				－	－										

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 廃ガス洗浄施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-113)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-114)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (設-108)		63－ホ 廃ガス洗浄施設 (L(L)-003)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (L(L)-205)	
能 力		135m³／分・台		350m³／分・台		100m³／分・台		0.24m³／分・台		100枚／日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³／日)	2	2.07	同左	同左	0	0.5	6	6	5	7
	p H	4～12	4～12			同左	同左	10～12	10～12	10～12	10～12
	B O D (mg／L)	50	100					同左	同左	同左	同左
	S S (mg／L)	10	20								
	油 分 (mg／L)	－	－								
	T－N (mg／L)	50	100								
	T－P (mg／L)	50	100								
	シアン化合物 (mg／L)	－	－								
	砒素 (mg／L)	－	－								
	ふっ素 (mg／L)	30	60					－	－	－	－
	鉛 (mg／L)	－	－					同左	同左	同左	同左
	ほう素 (mg／L)	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	－	－								

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設及び廃ガス洗浄施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区	分	新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D-201)	
能	力	500個／日・台	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.0005	0.0005
	p H	1～2	1～2
	B O D (mg／L)	50	100
	S S (mg／L)	10	20
	油 分 (mg／L)	－	－
	T－N (mg／L)	50	100
	T－P (mg／L)	50	100
	シアン化合物(mg／L)	－	－
	砒素 (mg／L)	－	－
	ふっ素 (mg／L)	－	－
	鉛 (mg／L)	－	－
	ほう素 (mg／L)	－	－
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	25	50

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		新 設				新 設			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		No.1（フッ酸排水処理施設）				No.2（酸・アルカリ排水処理施設）			
種 類 及 び 型 式		連続自動中和				同左			
構 造		鋼製				鋼製			
主 要 寸 法		長さ2.4m×幅1.0m×高さ1.4m				長さ3.2m×幅1.8m×高さ1.8m			
能 力		200m ³ ／日				1,300m ³ ／日			
処 理 の 方 法		中和・凝集・ろ過				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに				同左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	188	195	188	195	1,221	1,269	1,221	1,269
	p H	1.0～2.0	1.0～2.0	7.1～7.3	7.1～7.3	2.0～3.0	2.0～3.0	7.1～7.3	7.1～7.3
	B O D（mg／L）	50	100	11.9	19.8	25	50	11.9	19.8
	S S（mg／L）	50	100	5.2	23	25	50	5.2	23
	油 分（mg／L）	－	－	－	－	－	－	－	－
	T－N（mg／L）	50	100	31.5	43	40	50	31.5	43
	T－P（mg／L）	50	100	0.2	0.4	25	50	0.2	0.4
	シアン化合物（mg／L）	0.3	0.5	－	－	－	0.5	－	－
	砒素（mg／L）	－	0.05	－	－	－	0.05	－	－
	ふっ素（mg／L）	30	60	5.6	7.5	15	30	5.6	7.5

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

区 分		新 設				新 設			
工場又は事業場における施設番号		No.1（フッ酸排水処理施設）				No.2（酸・アルカリ排水処理施設）			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	鉛（mg／L）	－	－	－	－	－	－	－	－
	ほう素（mg／L）	2.5	5	0.2	0.3	－	5	0.2	0.3
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	25	50	15.8	21.5	20	25	15.8	21.5

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

(5) 排水口に関する事項

排 水 口 番 号	第1工場排出口①		第1工場排出口②		第1工場排出口③		第2工場排出口⑤		第2工場排出口⑥	
区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
水 量（m ³ ／日）	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	224	504	322	519
p H	6.8	7.3	6.9	7.5	6.9	8.0	7.9	8.5	7.9	8.4
BOD（mg／L）	4.1	7.8	3.1	6.3	3.1	6.2	5.0	7.7	5.0	7.8
COD（mg／L）	5.1	9.7	3.9	7.9	3.9	7.8	6.2	9.6	6.3	9.8
S S（mg／L）	6.2	15	7	15.5	7	14.2	3.2	8.8	5.5	26.2
油 分（mg／L）	<1.0	1.5	<1.0	1.5	<1.0	1.5	<1.0	1.5	<1.0	1.5
T－N（mg／L）	2.7	4.1	2.7	4.1	2.7	4.1	2.7	4.1	2.7	4.1
T－P（mg／L）	0.26	0.39	0.26	0.39	0.26	0.39	0.26	0.39	0.26	0.39

備考 表に掲げるもののほか、第2工場排水口④（雨水）を新設する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年1月4日から同月25日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

◎岡山県告示第二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和四年一月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターはればれ

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町本庄四九三七番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社行雲社

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町上笠加一七一番地五

三 指定年月日

令和四年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一一二九

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年一月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あぐりネット加賀

2 所在地

加賀郡吉備中央町田土一〇五三―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人アグリネット加賀

2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町田土一〇五三―五

三 指定年月日

令和四年一月一日

四 事業所番号

三三一三九〇〇二五四

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を廃止する旨の届出があった。

令和四年一月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アグリネット加賀

2 所在地

加賀郡吉備中央町田土一〇五三―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人アグリネット加賀

2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町田土一〇五三―五

三 廃止年月日

令和三年十二月三十一日

四 事業所番号

三三一三九〇〇二二三

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

〔一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年一月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス井原店

所在地 井原市下出部町二丁目一九番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱HCキャピタル株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

代表者の氏名 代表取締役 柳井 隆博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後九時三十分まで

（変更後） 午前九時から午後九時三十分まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前九時三十分から午後十時まで

（変更後） 午前八時三十分から午後十時まで

4 変更年月日

令和四年一月一日

二 届出年月日

令和三年十二月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年一月四日から同年五月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設部商工課

〔二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年一月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス井原店

所在地 井原市下出部町二丁目一九番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱HCキャピタル株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

代表者の氏名 代表取締役 柳井 隆博

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃

（変更後）

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 変更年月日

令和三年八月二十四日

二 届出年月日

令和三年十二月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年一月四日から同年五月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年1月4日 岡山県公報 第12358号

〔三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年一月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡シーサイドモール

所在地 笠岡市笠岡二三八八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社せとうちエステート

住所 笠岡市笠岡二三八八番地

代表者の氏名 代表取締役 山本 大介

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 笠岡マルセン開発株式会社

住所 笠岡市笠岡二三八八番地

代表者の氏名 代表取締役 森年 美和

（変更後）名称 株式会社せとうちエステート

住所 笠岡市笠岡二三八八番

代表者の氏名 代表取締役 山本 大介

4 変更年月日

令和三年十月一日ほか

二 届出年月日

令和三年十二月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年一月四日から同年五月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県工業用水道事業供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年一月四日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県工業用水道事業供給規程の一部を改正する規程

岡山県工業用水道事業供給規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第二号）の一部を

次のように改正する。

様式第三号、第五号及び第七号中 「氏名又は名称 及び代表者氏名」[㊤]を

「氏名又は名称 及び代表者氏名」 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の岡山県工業用水道事業供給規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。